

千葉県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするのに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野雄子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
16,186人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
201,158人
- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区
の選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
中央区 58,309人
花見川区 49,846人
稲毛区 43,908人
若葉区 41,940人
緑区 35,391人
美浜区 40,360人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会
に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置
協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定す
る選挙権を有する者の総数の6分の1の数
134,877人